

【資料3】

食べきり啓発業務委託企画提案競技審査委員会設置要領

(委員会の設置)

第1条 食べきり啓発業務委託に係る企画提案競技の審査を公正かつ適正に行うため、食べきり啓発業務委託企画提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(組織及び委員の任期)

第2条 審査委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 温暖化対策課長
- (2) 温暖化対策課長が指名する者

- 2 審査委員会の委員長は温暖化対策課長が務める。
- 3 第1項による委員は、温暖化対策課長が委嘱する。
- 4 委員の任期は契約相手方の決定の日までとする。

(会議)

第3条 審査委員長は、審査委員会を招集し、会議を主催する。

- 2 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査委員会の審議は非公開とする。
- 4 委員長が認める場合、委員から指名を受けた者が委員の代理として審査会に出席し、審査することができる。

(審査方法及び基準等)

第4条 委員又は委員の代理及び事務局は、別紙1の企画提案競技審査基準に基づき審査を実施し、評点を付すものとする。

- 2 審査は総合的に評価し、委員の協議により選出された第1位順位者を契約候補者とする。ただし、各委員の総合評価点数の平均が60点未満である場合には、選定しない。

(委任事項)

第5条 この要領の定めるもののほか、審査委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が審査委員会に諮り、これを定める。

- 2 事務局は温暖化対策課におく。

附 則

この要領は、令和8年4月7日から施行する。